

事 務 連 絡

平成 2 8 年 9 月 2 0 日

関 係 各 位

姫路海上保安部

交 通 課 長

海上交通安全法等の一部を改正する法律の一部施行について
(お知らせ)

平素から姫路港等における安全対策について、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記につきまして、本年11月1日、改正港則法が一部施行され、港則法における「雑種船」が、本年11月1日からは「汽艇等」に変更され、港則法の対象範囲が変更となります。

これにより、これまで主として港外で活動していた総トン数20トン未満の動力船(プレジャーボート、漁船等)が、港則法の適用港内を航行するときは、「汽艇等」となり、逆に主として港内で活動していた総トン数20トン以上の動力船(タグボート、遊覧船等)が、港則法の適用港内を航行するときは、「汽艇等」以外の船舶となります。

なお、港内での避航義務・航路航行義務・届出義務・その他免除規定(ルール)等の内容については、これまでと変更はございませんが、本年11月1日からはプレジャーボート、漁船を含め、総トン数20トン未満の動力船は汽艇として扱われることとなります。

詳しくは別添リーフレットをご参照のうえ、ご関係者さまへ周知して頂きますようお願い致します。

平成28年11月に改正港則法が一部施行され、「雑種船」が「汽艇等」となり、対象範囲が変更されます。

雑種船の名称及び対象範囲の変更(港則法第3条第1項)

【改正前】

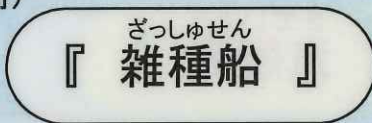
この法律において、「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。



【改正後】

この法律において、「**汽艇等**」とは、**汽艇(総トン数20トン未満の汽船をいう。)**、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

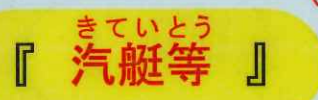
(改正前)



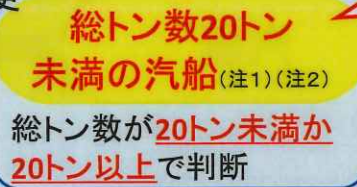
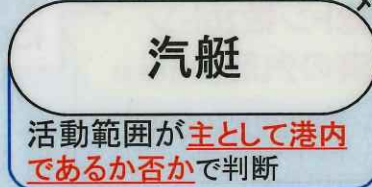
名称の変更



(改正後)



対象範囲の変更



対象がより明確になります

(注1) 「汽船」は動力船の総称です。

(注2) 長さには関係なく、総トン数が20トン以上であれば、「汽艇等」には含まれません。

この改正により、主として港外で活動していた総トン数20トン未満の動力船(プレジャーボート、漁船等)が、港内を航行するときは、「**汽艇等**」となります。

新たに「汽艇等」になる船舶に関連する港則法のルール

「**汽艇等**」となる船舶に以下のルールが適用されます。

【新たに「汽艇等」となる船舶】



※主として港外で活動していた総トン数20トン未満の船舶(プレジャーボート、漁船等)

- ・**港内での避航義務**(港則法第18条)
狭い港内では運動性能が悪く操船範囲が限られる大型の船舶を、操船自由度の高い**小型の船舶**が避けなければなりません。
- ・**みだり係留の禁止**(港則法第9条)
係船浮標や貨物船など大きな船舶が着岸する公共岸壁などへ**正当な理由なく係留することは禁止**されます。

【お問い合わせ先】 ※最寄の海上保安部又は管区海上保安本部にお問い合わせください。

第五管区海上保安本部

交通部航行安全課

姫路海上保安部

代表078-391-6551 (直通078-331-2710)

直通079-231-5065

平成28年11月に改正港則法が一部施行され、
「雑種船」が「汽艇等」となり、対象範囲が変更されます。

雑種船の名称及び対象範囲の変更 (港則法第3条第1項)

【改正前】

この法律において、「雑種船」とは、汽艇、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。



【改正後】

この法律において、「汽艇等」とは、汽艇(総トン数20トン未満の汽船をいう。)、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。

(改正前)

ざっしゆせん
『 雑種船 』

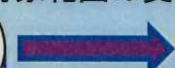
名称の変更



(改正後)

きていとう
『 汽艇等 』

対象範囲の変更



汽艇
活動範囲が主として港内
であるか否かで判断

総トン数20トン
未満の汽船(注1)(注2)
総トン数が20トン未満か
20トン以上で判断

対象がより明確
になります

(注1) 「汽船」は動力船の総称です。

(注2) 長さには関係なく、総トン数が20トン以上であれば、「汽艇等」には含まれません。

この改正により、主として港外で活動していた総トン数20トン未満の動力船(プレジャーボート、漁船等)が、港内を航行するときは、「汽艇等」となります。

また、主として港内で活動していた総トン数20トン以上の動力船(タグボート、遊覧船等)が、港内を航行するときは、「汽艇等」以外の船舶となります。

「汽艇等」、「汽艇等以外の船舶」に適用されるルール等

【新たに「汽艇等」となる船舶に適用されるルール】

- ・港内での避航義務(港則法第18条)
- ・みだり係留の禁止(港則法第9条)

新たに「汽艇等」となる船



※主として港外で活動していた総トン数20トン未満

【新たに「汽艇等」以外となる船舶に適用されるルール】

- ・港に出入する際の航路航行義務(港則法第12条)
- ・移動の制限(港則法第7条)
- ・修繕、係船届の届出義務(港則法第8条)

新たに「汽艇等」以外となる船



※主として港内で活動していた総トン数20トン以上

● なお、義務・免除規定(ルール)の内容については、これまでと変更はありません。

【お問い合わせ先】 ※最寄の海上保安部又は管区海上保安本部にお問い合わせください。

第五管区海上保安本部

交通部航行安全課

姫路海上保安部

代表078-391-6551 (直通078-331-2710)

直通079-231-5065